

あまかおべにべに倍増作戦展開事業実施要領

令和6年5月24日決裁

第1 目的

埼玉県内のいちご生産において、県育成いちご品種である「埼園い3号（あまりん）」「埼園い1号（かおりん）」「べにたま」の栽培面積が年々増加しており、生産者と実需者の双方から拡大の要望があるが、実とり苗の生産・確保が課題となっている。

そこで、県育成いちご品種の実とり苗の生産・供給施設整備を支援するとともに、品質・食味を維持するための遮光資材の整備を支援することで、県育成いちご品種の生産拡大と安定生産を図る。

第2 事業内容

本事業は、次に掲げる事業区分により構成し、補助対象、導入条件、補助率等については別表1、事業実施主体については別表2に定めるものとする。

1 実とり苗生産施設整備事業

県育成品種の生産拡大に必要な実とり苗を生産・供給するために必要な施設の整備支援を行う。

2 品質・食味確保栽培施設強化事業

品質・食味および安定した出荷量を維持するため、高温対策として新技術である遮光資材の整備支援を行う。

第3 成果目標および目標年度

各事業における成果目標は、別表3に定めるものとする。

目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

第4 事業実施の手続

1 事業実施要望の提出

(1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、様式第1号により事業実施要望を、市町村長（原則として事業により整備を行う主たる施設の所在地の市町村長、以下同様）に提出する。

(2) (1)により要望を提出された市町村長は、様式第2号により事業要望を管轄の農林振興センター所長あてに提出する。

2 ポイントの算出

農林振興センター所長は、1により事業実施主体から提出された要望について、別表4に基づき事業実施計画ごとのポイントを算出し、生産振興課長に提出するものとする。

3 予算の配分

(1) 生産振興課長は、事業区分ごとに2により算出したポイントが上位の計画から、予算を配分するものとする。

(2) 生産振興課長は、(1)により配分した結果を、農林振興センター所長に通知するものとする。

(3) 4により申請のあった事業実施計画が1により提出のあった要望の内容と一致しない場合、生産振興課長は(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

4 事業実施計画の承認

(1) 事業実施主体は、様式第3号により事業実施計画書を作成し、市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)に基づき事業実施計画書の提出があった場合、事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、様式第4号により農林振興センター所長に提出するものとする。

(3) ただし、市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合等知事が特に必要と認める場合は、市町村長を経由せずに農林振興センター所長に事業実施計画書を提出することができるものとする。その場合、事業実施主体は事業実施計画の適切性に対する市町村長からの意見を聴取し、添付するものとする。

(4) 市町村長は(3)により事業実施主体から意見を求められた場合、内容が適切であると認められるときは様式第5号により事業実施主体へ回答するものとする。

(5) 農林振興センター所長等は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、様式第6号により通知するものとする。

5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合は、4に準じて承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の30%を超える増、または補助金の増

(4) 事業費または補助金の30%を超える減

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ様式第7号により交付決定前着手（着工）届を、4に準じて提出するものとする。

第5 助成

1 知事は、予算の範囲内において別表1に定める事業に要する経費について、別表1に定める補助率及び補助額の上限の範囲内において補助をするものとする。

2 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

3 補助金額は千円単位とし、千円未満については切り捨てるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

1 実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第8号により、翌年度の7月末日までに提出するものとする。

2 目標未達の場合の実施状況報告等

目標年度を超えても目標が未達成の場合は、事業により導入した施設等の耐用年数が経過するまでの範囲で目標を達成するまで、事業実施主体は1に準じて目標達成状況を農林振興センター所長等に報告するものとする。

3 事業の改善計画の作成等

知事は、事業実施主体に対し、事業の目標年度に達しても実施状況報告における目標が未達成の場合には、必要に応じて事業目標達成に向けた改善計画書の作成を求めることができるものとする。

4 その他の報告

知事は事業実施主体に対し、必要に応じて事業についての報告を求めることができるものとする。

第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。

別表1 指定対象設備・機械、導入条件、補助率、補助額の上限等

事業区分	補助対象設備・機械	補助条件	補助率	補助額の上限
(1) 実とり苗生産施設整備事業				
①育苗生産施設整備事業	県育成品種の実とり苗の生産に必要な施設・機械（育苗ハウス、ベンチ、養液灌水装置、遮光資材、細霧冷房装置等）	・水はねしない施設・設備（雨よけ、地表面からの泥はねを防ぐ高さのベンチ、頭上かん水ではないかん水装置を備えている）であること（整備事業による見込み含む） ・新品であること（中古は除く。）	1／2以内	1,500千円
②供給苗生産施設整備事業	県育成品種の実とり苗の生産に必要な施設・機械（育苗ハウス、ベンチ、養液灌水装置、遮光資材、細霧冷房装置等）、苗の病害虫抑制に必要な機械、機器（高濃度炭酸ガス処理機、炭そ病測定装置等）	・園芸施設共済等、保険に加入した施設であること、または加入見込みであること ・新品であること（中古は除く。）	1／2以内	6,000千円
(2) 品質・食味確保栽培施設強化事業	県育成品種の栽培施設における高温対策としての遮光資材（設置工事、遮光資材を稼働するために必要な装置を含む）	・園芸施設共済等、保険に加入した施設であること、または加入見込みであること ・新品であること（中古は除く。）	1／2以内	750千円

別表2 事業区分ごとの事業実施主体

事業区分	事業実施主体	事業実施主体要件
(1) 実とり苗生産施設整備事業		
①育苗生産施設整備事業	認定農業者 認定新規就農者 (就農後いちごの栽培を2作以上経験した者かつ将来認定農業者になることが見込まれる者) 農業法人 市町村農業公社 JA出資型法人 その他知事が認めるもの	
②供給苗生産施設整備事業	認定農業者 農業法人 市町村農業公社 JA出資型法人 JA 苗生産販売業者 その他知事が認めるもの	県育成品種の通常利用権における実とり苗を業として販売を行う利用権設定契約※を締結していること、またはその見込みがあること
(2) 品質・食味確保栽培施設強化事業	認定農業者 認定新規就農者 (就農後いちごの栽培を2作以上経験した者かつ将来認定農業者になることが見込まれる者) 農業法人 市町村農業公社 JA出資型法人 その他知事が認めるもの	

※参考 県育成品種の通常利用権における実とり苗を業として販売を行う利用権設定契約について

「県育成いちご品種 実とり苗販売事業者（種苗業者）契約基準および事務手続き手順（令和6年5月24日）」により、契約基準を満たし契約を締結していること。

（県育成いちご品種 実とり苗販売事業者（種苗業者） 契約基準一例）

- ・県内に事業所および育苗施設があること。
- ・実とり苗を生産する適切な施設を有していること。
- ・いちご苗の生産実績があること。
- ・種苗法に基づき、販売業者の届出をしていること。等

別表3 事業区分ごとの成果目標

事業区分	成果目標
(1) 実とり苗生産施設整備事業	
①育苗生産施設整備事業	県育成品種の栽培面積を、目標年度までに現在のいちごの経営面積の20%以上の面積を拡大すること。 ただし、目標の下限面積は3aとし、また現在のいちごの経営面積が1ha以上の場合には20aの拡大目標をもって要件達成とみなす。
②供給苗生産施設整備事業	県育成品種の実とり苗を目標年度までに概ね35,000本以上販売すること
(2) 品質・食味確保栽培施設強化事業	次のいずれかの成果目標を立てること ア 県育成品種の栽培面積を目標年度までに3a以上拡大すること イ いちごの販売額が5%以上増加すること (イはいちご栽培施設の7割以上で県育成品種を栽培している場合選択可)

別表4 ポイント算出表

成果目標に関するポイントと、配慮すべき取組等に関するポイントは次のとおりとする。

1 成果目標に関するポイント

事業区分	目標ポイント	現状値ポイント
(1) 実とり苗生産施設整備事業		
①育苗生産施設整備事業	県育成品種の拡大面積 0.1aで1ポイントとして計算する	県育成品種の現状面積 0.2aで1ポイントとして計算する
②供給苗生産施設整備事業	県育成品種の販売用実とり苗生産本数 1,000 本で1ポイントとして計算する	県育成品種の現状実とり苗生産本数 2,000 本で1ポイントとして計算する
(2) 品質・食味確保栽培施設強化事業	【ア 県育成品種の面積拡大目標を設定する場合】 県育成品種の拡大面積 0.1aで1ポイントとして計算する 【イ いちごの栽培面積の7割以上で県育成品種を栽培している場合】 いちごの販売額の増加率 0.2%増加を1ポイントとして計算する (上限 50 ポイントまで)	県育成品種の現状面積 0.2aで1ポイントとして計算する

2 配慮すべき取組等に関するポイント

項目	計算基準	ポイント数
経営力向上	農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会を平成29年度以降に修了している	3
	又は事業実施年度に受講する	1
環境負荷低減	環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	3
	又は年度内に受ける見込みである	1
GAP	S-GAP等のGAP認証を取得している	3
	又は事業実施年度の翌年度までの間にS-GAP等のGAP認証を取得する計画がある	1
農業経営のセーフティネット	収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）に加入している	3
	又は事業実施年度の翌年度までの間に収入保険、農業共済（本事業により機械・設備を導入するハウスが補償の対象であること）、野菜価格安定制度（事業対象品目が補償の対象であること）等に加入する計画を有しており、かつ、計画を有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供することを承諾する（参考様式有り）	1

※ 事業の実施に当たっては、県等が主催する栽培技術の講習会や食味会に参加し、技術や食味の向上に努めるものとする。